

## 大洲市復興推進協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大洲市復興推進協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、大洲市復興推進協議会会議傍聴者名簿（別記様式）に必要な事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

(傍聴の制限)

第3条 大洲市復興推進協議会会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

- (1) あらかじめ会議を非公開としているとき。
- (2) 傍聴席が満席となったとき。
- (3) 傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が必要であると認めるとき。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手その他会議の妨げになるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。
- (6) 許可なく、撮影、録音等を行わないこと。
- (7) 係員の必要な指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと。

(退場)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 会議を非公開としたとき。
- (2) 傍聴者が前条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、会長が必要であると認めるとき。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年2月8日から施行する。

別記様式（第2条関係）

大洲市復興推進協議会会議傍聴要領会議傍聴者名簿

【開催日時】平成 年 月 日

【開催場所】

番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		